

# 提 言 書

協働の時代における補助金等のあり方

新宿区補助金等検討委員会

平成16年1月22日

新宿区長 中山 弘子 様

補助金等のあり方について審議したので、次のとおり提言します。

新宿区補助金等検討委員会

委員長 沼田 明

副委員長 卯月 盛夫

委員 乳井 昌史

委員 日坂 秀満

委員 立花 典子

( 順 不 同 )

## はじめに

地方分権の時代を迎え、新宿区も、行政と区民(＊)がそれぞれの特性を認め合い、手を携え支え合う「協働」を通して、新宿にふさわしい「都市型コミュニティの再生」を図っていく必要がある。

新宿区補助金等検討委員会(以下、「検討委員会」という。)に課せられた課題は、区単独補助金のあり方の再検討であるが、それは単に補助金制度の見直しのみにとどまらず、地域の課題に取り組む行政と区民の役割分担のあり方など、今後の地域社会づくりのあり方にも関わる重要な課題である。

こうした観点から、検討委員会は、平成 16 年度をもって現在ある区単独の補助金をすべて白紙に戻し、平成 17 年度から新しい制度に移行すべきという点で意見の一致をみた。

＊「区民」 区内の在住・在勤・在学者をはじめ、各種団体、法人を含み、国籍を問わない。

### 1 検討委員会設置の背景と目的

平成 14 年 6 月、区は、「開かれた区政推進懇談会」において「毎年補助団体等の活動状況を把握し、適正な補助金交付となるように、交付基準の明確化などに努められたい。」との補助金制度に関する提言を受けた。

これを踏まえ、平成 15 年 2 月に策定された「行財政改革計画」においては、「補助金等検討委員会を設置し、区民・団体への補助金について、成果や効果を評価し情報公開するとともに、サンセット方式の導入を図る。」という具体的な計画内容が打ち出された。

こうした背景のもと、現在の補助金制度の問題点を洗い出すとともに、区が目指す区民との協働を推進するための新たな補助金制度など、補助金制度の基本的あり方の検討を目的として、検討委員会が設置された。

検討委員会発足にあたり、区長から「これまでの補助金制度をいま一度見直して、目的や効果の面からわかりやすい、充分説明責任を果たせるものにしていきたい。」との発言があった。

## 2 検討経過

検討委員会の検討事項は、次の二点である。

- 第一 「補助金の基本的あり方」
- 第二 「補助金の新しい交付規準及び評価体制」

検討委員会の目的は、前述のとおり、補助金制度全体の見直しの規準を作成することであり、個々の補助金の存廃について検討することではない。

しかし、個々の補助金の実態や改革の方向を念頭に置くことなしに、適切な見直し規準を作成することはできないとの観点から、外郭団体に対する補助金（\*）を除く区の単独事業による団体補助金（区政の課題に取り組む団体の運営を助成する補助金）と事業補助金（区政の課題に取り組む団体の事業や区民を支援する補助金）合計50の補助金の現状と問題点等について、計11回にわたり検討を進めてきた。（別紙「概要説明補助金等一覧」のとおり）

また、補助金の見直しは、区政運営の重要な柱である「協働」と密接に関連するため、区の協働推進への取り組みについても説明を受けた。

- \* 外郭団体に対する補助金については、経営評価の結果を踏まえ、別途検討される。

## 3 現在の補助金制度の問題点

その結果、以下の問題点が指摘できる。

- （1） 目的の妥当性  
補助になじみにくい事業や補助の今日的意義が薄れている事業がある。
- （2） 補助対象の妥当性  
組織の運営自体補助金に過度に依存した団体がある一方で、自主財源で自立が可能な団体に対しても団体補助を行っているケースがある。

- ( 3 ) 用途が不明確  
団体補助の中には、補助金を充当する事業が不明確か、または、事業が補助の目的に合致していないものがある。
- ( 4 ) 類似した補助金  
団体を所管している部署が異なるという理由で、十分な考え方の整理がされないまま類似団体や類似目的に対して別個に補助金を交付しているものがある。
- ( 5 ) 補助金交付決定のプロセス  
申請を受け、どのような過程を経て補助金の交付決定に至っているかのプロセスが不透明である。
- ( 6 ) 規準が不統一  
自主的事业とされいながら、財源を過度に補助金に依存しているなど、補助率、補助額などの考え方が区として不統一である。
- ( 7 ) 補助の期間  
交付期間が長期にわたっていることから、既得権化しているものがある。
- ( 8 ) 効果の検証  
補助による区民生活への効果はどうかなど、税金投入による事業効果の検証を行う仕組みができていない。
- ( 9 ) 新規への対応  
社会情勢の変化に伴う新規事業に対して、柔軟に即応できる制度となっていない。

こうした問題点を有する現在の補助金制度であるが、過去において財政悪化による一律削減は実施してきたものの、補助金制度のあり方自体にまで踏み込んだ見直しに取り組んでこなかった行政の責任は重いと言わざるをえない。

#### 4 協働の時代の補助金制度

「協働の時代」は、地域の主人公は地域住民であるということを再確認す

ることから始まる。

協働の時代に求められることは、地域で暮らす区民の自主的、積極的な活動である。従って補助金は、その活動を促し、かつ区の施策推進に役立つ事業を重点対象とすべきである。また、交付した補助金の効果を検証できる制度とする必要がある。

本検討委員会は、その観点から以下の事を提案する。

(1) 現在ある補助金の見直しについて

平成 16 年度をもって現在ある補助金をいったん白紙に戻し、平成 17 年度から新しい制度に移行する。新しい制度においては、団体に対する運営に係る補助金は廃止し、事業に対する補助金についても、活動内容、実施状況などからみて、区の施策推進に効果的であるかなど、前述の問題点を踏まえたうえで見直しを行う。

(2) 公募による補助金制度の新設について

多様で複雑化する公共サービスの提供は、一人行政だけで担えるものではない。区民と行政が一体となり、それぞれが持てる力と知恵を出し合う「協働」による地域社会づくりが求められている。

公募補助金制度は、区民の生活や経験に根ざしたアイデアの競い合いを引き出せるような制度とすべきであり、次のような内容とする。

ア 区民が企画する区民福祉の向上、地域の活性化に寄与する事業活動に対し補助する。

イ 区民の自由な発想による新たな事業が育つように幅広く応募可能となるよう配慮する。

ウ 補助率は事業費の一部とし、上限を設ける。

( 3 ) 重点施策推進のための補助金について

区は、公共的視点から区民生活の安全・安心の確保をはじめとする区民福祉の向上のために各種の重点施策を推進する必要がある。重点施策の推進にあたっては、補助金は重要な手段となる。しかし、その場合でも実施にあたっては、なぜその補助金が必要なのか、協働の視点に立ち政策の目的や目標等について、区民に明確に説明する責任があることは言うまでもない。

( 4 ) 一定期間ごとの補助事業の見直しについて

補助金を効果的、効率的に執行することは当然であるが、すでに目的を達成した事業、あるいは時間の経過とともに不適當となった事業も対象から除外すべきである。従って、同一趣旨、同一事業主体、同一事業に対して長期にわたって補助を行うことは適切ではない。

3年程度を目途に、見直しを行うことを制度化すべきである。

( 5 ) 第三者機関の設置について

ア 補助対象事業を審査する「補助金等審査委員会(仮称)」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は区民、学識経験者で組織し、会議は原則として公開する。

イ 審査委員会は、補助事業の目的、事業内容の適否、事業効果、金額の妥当性等について審査する。

ウ 区長は公募補助金の交付決定にあたっては、審査委員会の審査に付するものとする。また、重点施策推進のための補助金については、審査委員会の意見を聞くものとする。

( 6 ) 情報の公開と提供について

区及び審査委員会は補助金の交付決定はもちろんのこと、補助事業がどのように実施され、どのような効果があったかについて、具体的に区民に情報を公開し、積極的に提供すべきである。

## 5 検討を終えて

補助金の原資は、いうまでもなく区民の税金である。

行政と区民が手を携えてまちづくりにあたる「協働の時代」にあっては、区民も従来の「行政への要求」型から脱皮し、地域の問題解決に積極的に参画することが求められるが、区もまた区民の生活に責任を負う基礎的自治体として、めまぐるしく変化する時代の要請に対応できる体質を確立する必要がある。

そのために特に必要なのは職員の意識改革である。職員は行政のプロとして、区民のニーズを鋭敏に捉え、区民の提案に柔軟かつ的確に対応することが求められている。

職員の意識改革なしに補助金の見直しも行政の体質改善もありえない。

そのための区長の強力なリーダーシップを期待して、検討委員会の提言の結びとしたい。



補助金等検討委員会概要説明補助金等一覧

対象 外郭団体に対する補助金を除く、区の単独事業による補助金

番号	種別	名称等	所管	H15予算(千円)
1	団	議員待遇者会	総務部総務課	900
2	団	防犯協会	総務部総務課	900
3	団	私立幼稚園協議会	総務部総務課	900
4	団	たばこ商業協同組合	総務部総務課	1,050
5	事	私立幼稚園児等保護者負担軽減	総務部総務課	74,105
6	事	外国人学校児童生徒保護者負担軽減	総務部総務課	8,568
7	団	職員互助会	総務部職員課	81,453
8	団	消防団	総務部危機管理室	2,250
9	団	防火協会	総務部危機管理室	540
10	団	保護司会	総務部女性青少年平和課	720
11	団	地区青少年育成委員会	総務部女性青少年平和課	7,570
12	団	交通費助成	総務部女性青少年平和課	840
13	事	公衆浴場設備整備	区民部地域振興課	10,000
14	事	公募制自主事業助成	区民部地域振興課	600
15	団	納税貯蓄組合連合会	区民部税務課	1,350
16	団	商店会連合会	区民部商工課	1,260
17	団	観光協会	区民部商工課	900
18	団	産業団体	区民部商工課	600
19	事	キラメキ個性ある商店街づくり支援	区民部商工課	75,000
20	事	ふれあい元気あふれる商店街支援	区民部商工課	36,000
21	事	商店街ステップアップ事業支援	区民部商工課	2,000
22	事	工業集積地域活性化支援	区民部商工課	13,749
23	団	地域センター管理運営委員会	区民部特別出張所	12,940
24	団	民生委員児童委員協議会	福祉部管理課	900
25	団	遺族会	福祉部管理課	315
26	事	障害者団体事業助成	福祉部障害者福祉課	8,000
27	団	母子福祉会	福祉部児童家庭課	135
28	団	高齢者クラブ連合会	福祉部高齢者福祉計画課	2,653
29	団	高齢者クラブ	福祉部高齢者福祉計画課	38,928
30	団	老人クラブバス派遣	福祉部高齢者福祉計画課	5,250
31	事	特別養護老人ホーム等建設事業助成	福祉部高齢者福祉計画課	101,953
32	事	看護高等専修学校事業助成	衛生部保健計画課	2,700
33	事	地域保健医療情報センター運営助成	衛生部保健計画課	2,700
34	事	飼い猫の去勢・不妊手術費助成	衛生部衛生課	1,905
35	団	環境保全団体助成	環境土木部環境保全課	400
36	団	違法駐車防止対策協議会	環境土木部道とみどりの課	6,911
37	団	交通安全協会	環境土木部道とみどりの課	2,160
38	事	樹木樹林の保護助成	環境土木部道とみどりの課	7,085
39	事	接道部緑化助成	環境土木部道とみどりの課	3,170
40	事	民有灯維持助成	環境土木部土木課	12,750
41	事	商店街灯維持助成	環境土木部土木課	2,682
42	事	民有灯新設改良助成	環境土木部土木課	8,832
43	事	私道舗装助成	環境土木部土木課	67,173
44	事	私道排水設備改良助成	環境土木部土木課	73,359
45	事	まちづくり団体運営助成	都市計画部まちづくり課	600
46	事	細街路拡幅整備助成	都市計画部細街路整備担当課	4,280
47	事	民間賃貸住宅家賃助成	住宅対策室住宅課	104,316
48	団	教職員互助会	教育委員会教育指導課	15,884
49	団	教育研究会	教育委員会教育指導課	5,090
50	事	ミニ博物館の充実	教育委員会生涯学習振興課	840
				815,166

\*「高齢者クラブ」については、審議の過程で国の間接補助があることが判明

## 参 考 資 料

「補助金等」とは

- ・ 地方自治法第 232 条の 2  
「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」
- ・ 新宿区補助金等交付規則第 2 条  
「補助金等とは、区がその公益上必要がある場合においては、区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けていないもの（区長が指定するものを除く）をいう。」
- ・ 「公益上必要がある場合」か否かは、一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。（行政実例、昭 28.6.2）
- ・ 公益上必要であるかどうかを判断する要因は、時代によって変化するものであるが、補助を行うにあたっては、慎重にその必要性及び効果等について検討する必要がある。（検討委員会意見）

概要説明した補助金等

- ・ 補助金制度の全体像を把握するためのものである。
- ・ 平成 15 年度予算にある「各種団体等補助金」のうち、下記を除く区の単独補助金を概要説明の対象とした。

国の補助制度による補助金  
外郭団体に対する補助金

この印刷物は、業者委託により500部印刷製本しています。その経費として1部あたり63円(税込み)がかかっています。編集時の職員の人件費や、配送費などは含んでいません。

## 提言書

- 協働の時代における補助金等のあり方 -

印刷物作成番号  
2003 - 12 - 2101

平成16年1月

作成  
発行

新宿区補助金等検討委員会  
新宿区補助金等検討委員会事務局(新宿区企画部企画課)  
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
電話 03(3209)1111(代)

本書は、古紙を利用した再生紙を利用しています。